

平成29年4月3日

射水市議会議長
竹内 美津子 殿

行政視察報告書

千曲市・小布施町

期日 平成29年3月27日～28日

報告者 市民同志会 幹事長 菊 民 夫

行政視察内容について

- 1、千曲市美しいまちづくり景観条例について
- 2、千曲版DMO「信州千曲観光局」設立の経緯について
(Destination Management/Marketing Organization)
- 3、議会、市長部局表敬訪問



【千曲市】

人口 60,029 人(2017/2/1)、世帯数 21,776 世帯、行政面積 119.84 km²。平成 15 年 9 月 1 日に 1 市 2 町 で 合併。議員定数 22 人、議員報酬 345,000 円、政務活動費月 1 万円。平成 29 年度の当初予算総額、一般会計・特別会計・企業会計合わせて 528 億円。その内の一般会計 243 億円。

千曲市の概要は、緑豊かな山々に囲まれ、千曲川の兩岸に開けたまち。日本最大級の竪穴式石室を有する森將軍塚古墳、条里制遺構、日本一のあんずの里、名勝「姥捨(田毎の月)」、土壁と蔵のまち、古くから例大祭が続けられている武水別神社、旅情豊かな戸倉上山田温泉など、固有の歴史と豊かな文化を育み、誇れる景観資源を有している。

(千曲市 HP より)

合併前の、更埴市で「歴史の道 HOOP 計画」から始まる景観行政は、平成 12 年に議員提案された「更埴市美しいまちづくり景観条例」が基礎となり、平成 16 年の景観法に基づき平成 19 年に施行された。新しく制定された「千曲市美しいまちづくり景観条例」は審議会(構成員 14 人)が年 2 回程開催されている。景観形成住民協定を結ぶ事や市長が定める都市計画法・建築基準法の法令に基づき景観形成に資する諸制度を活用するように努めるとあり、首長の景観に対する考え方が反映していると感じた。

○「千曲市美しいまちづくり景観条例」の要旨

平成15年の1市2町の合併から14年目、景観計画区域119.84km²

景観形成重点地区～6地区

一、姥捨地区～姥捨棚田の重要文化的景観の候補地

姥捨地区64.3haを景観形成重点地区の第1号として指定。

国の名勝指定・観月の名所

二、森・倉科地区～日本一のあんずの里・森將軍塚・条里制遺構

三、桑原・稻荷山・八幡地区～明治・大正の繁栄の歴史を継承するかつての宿場町

「土壁のまち稲荷山」

四、戸倉上山田温泉地区～開湯100年を迎えた千曲川ほとりの温泉地

五、磯部地区～かつての宿場町としての風情を残す落ち着いた雰囲気集落

六、力石地区～養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る集落



姥捨地区(国の名勝指定・観月の名所)



戸倉上山田温泉地区



桑原・稲荷山・八幡地区(松田館)

千曲版DMO「信州千曲観光局」設立の経緯についてレクチャ！

千曲市には上山田温泉や杏里に年間 100 万人観光客がきていたが全体には観光客が減り続けている現状が有る。

千曲市の抱える問題は、人口減少、高齢化、生産年齢人口の減少等は、全国の市町村の抱えている課題と共有している。又、千曲市観光の問題は、観光客の減少、観光消費額の減少、地域から「誇り」が消失等をあげ、新しく「信州千曲市観光局」を立ち上げる準備に入っている。今まで事業は全てを観光協会にゆだねていたが、市からの委託事業とし事業のマンネリ化が目立ち新しさが無い。そこで観光局を立ち上げるに至った。今までに携わった人たちで立ち上げるかが大きな問題であったと言う。話し合いの結果は観光協会や商工会での観光事業を解体し全て「ゼロベース」として立ち上げることになった。今年度の事業は、①観光まちづくり事業②観光情報・広報事業③マーケティング調査事業をあげている。情報の一元化を目指している。 社団法人とし副市長1人・職員3人・他5人体制で3年「信州千曲市観光局」の設立総会が3月22日に行われた。最後に、担当部長は、行政マンの欠点はお金儲けが出来ないことを克服していかないと・・・！

○景観計画の資料提供～都市計画課・教育委員会(現地調査)

- 一、千曲市の概要
- 一、千曲市美しいまちづくり景観条例 H18.9.28
- 一、千曲市景観計画 H21.8
- 一、千曲市の基本計画(概要版) H24.3
- 一、千曲市歴史的風致地区維持向上計画(概要版) H28.5
- 一、千曲市景観計画(太陽光発電施設建設の制約) 概要版 H21.8
- 一、千曲市 絶景と温泉、花と歴史の街
- 一、武水別神社松田館の一部公開 H29.3.21 ～ 26

○観光局立ち上げの資料提供～経済部・観光ブランド戦略担当

- 一、一般社団法人 信州千曲観光局 H29.3.22
- 一、一般社団法人 信州千曲観光局 H29.3.22

行政視察内容について

1、「小布施まちづくり整備計画」に係る以下の事業。

- ・多様な事業者が主体的に関わることになった経緯
- ・具体的な取り組み内容、その他景観や修景について



【小布施町】

総人口, 11,089 人、世帯数, 3,767 世帯。行政面積 19.07 ㎢のうち、農地が 9.683 ㎢で最も多く、宅地が 2.167 ㎢。議員定数 14 人、政務調査費 0 円。平成 29 年度一般会計当初予算 47 億 3 千万円、特別会計・企業会計合わせて 83 億 1 千万円。町税 10 億 8 千万円。自主財源 39.1 %。地方交付税 32.2 %。小布施町には 7 回も 8 回も足を運んでいるが小布施町役場に入るのは初めて。現地は知り尽くしているので

特に修景事業に対する町の施策を問う。

○景観条例について

うるおいのある美しいまちづくり条例（景観計画に基づく景観形成の基準）

景観法に基づく事項を新たに加えた「うるおいのある美しいまちづくり条例が、平成 18 年 4 月 1 日から施行された。

修景事業や、すまいづくり相談所の開設、平成 2 年から施行した「(旧) うるおいのある美しいまちづくり条例」、住まいや町並づくりの指針となる「環境デザイン協力基準」の普及啓蒙などの施策を通じ、住民や企業の皆さんにご理解ご協力をいただきながら良好な景観づくりに一定の成果をあげてきました。

しかし、近年は建築物のデザインが多様化し、さまざまな外観や色彩の住宅などが建築されるようになり、住民等の自主規制と協力に委ねる旧条例ではその運用に限界があることから、今までの条例を尊重しつつ、建物の外観や色彩などに強制力をもつ景観法に基づいた事項を取り入れ、良好な景観の住まいづくり、まちづくりをさらに推進していくことを目的に全部改正した。

○経過措置

小布施町の篠然桜周辺街並修景事業は昭和 56 年 3 月の基本構想で、建設当時、歴史文化ゾーンと位置づけたが、田んぼの中に「北斎館」のみであった。景観及び修景事業は、昭和 57 年 5 月～昭和 63 年 3 月迄に計画面積 16,000 ㎡の中に行政 1・事業者 3・個人 2 で、金融機関・公共展示館。栗菓子店舗・住宅が計画され総事業費 6 億円であった。国や県のモデル事業や補助金もあったが、多くの制約もありこの事業には馴染まず 5 事業者と協定を結び「篠然桜周辺街並み修景事業組合」を設立し、住民と町がお互いに責任を分担しあって進める「小布施方式」の街並み修景整備事業が始まり、小道の整備でくつ

菊たみお事務所

ろぎの歩行者空間が確保され、共有スペースの考え方は計画ゾーン以外にも波及していた。店舗や住宅を陸屋根を避け、切り妻や大壁の家が建設されるようになって、昭和 61 年に「うるおいのあるまちづくり優良地方公共団体」として自治大臣表彰を受賞している。議会事務局長の話によると三代の町長に仕えてきたが、三人の町長は、ともに景観事業や修景事業に対して一分の政策の狂いはなかったと！ 昔は一般財源で事業を進めていたが、今は、小道の整備等の社会資本整備は国交省等の事業を推し進めている。

＜当時の主事業者：現在の核＞

- ・北斎館
- ・長野信用金庫小布施支店
- ・小布施堂新店舗(栗おこわ)
- 小布施堂所有展示蔵(旧鴻山館)
- ・高井鴻山記念館
- ・酒造(土蔵)
- ・市村公平邸
- ・真田達男邸
- ・アニメ広場
- ・栗の木歩道

○景観計画の資料提供～議会事務局・都市計画係(現地調査)

- 一、平成 28 年度 議会の概要
- 一、まちづくり視察資料
- 一、変わる地方議会「通年議会」をテコに議会改革加速 2010.3 より
- 一、篠然桜周辺街並修景事業(小布施町) S57.5 ～ S62.3
- 一、東京理科大学・小布施町まちづくり研究所 2005
- 一、小布施町景観形成関係例規一覧 H18.4.1
- 一、小布施町中心市街地再生支援事業「中町地区」実績概要 H21 ～ H23 年度
- 一、第五次小布施町総合計画 後期基本計画 2016 ～ 2020
- 一、平成 27 年度 優良な景観建築物の認定決定 H27.6
- 一、より良い景観を次世代へ！ H26.10
- 一、住まづくりマニュアル(改訂版) 修景事業 現地調査



混雑する国道 403 号線



栗の小道



小布施モデル住宅：クリトピア

菊たみお事務所

○小布施町再生事業の具体策について！

コンセプト：景観づくりからまちづくりへ

- ・「町並み修景事業」（「小布施方式」の町並み整備、「栗の小径」も整備）
- ・「環境デザイン協力基準」等の作成
- ・「小布施景観研究会」の発足（地元有志、専門家）
- ・「小布施オープンガーデン」の展開
- ・「おぶせ浪漫空間」実現のための調査（交通調査等）
- ・「東京理科大学・小布施まちづくり研究所」の開設
（まちづくりの第2ステージと位置づけ様々な調査を開始）
- ・「小布施モデル住宅」の誘致！ **現地調査(大字小字小布施 272：クリトピア)**
（風土に適合するモデル住宅をハウスメーカーから誘致）
- ・「ア・ラ・小布施」による観光関連事業
（ガイドセンターの運営、土蔵を改築した宿泊施設等の運営等）
- ・6次産業の振興（財団法人小布施町振興公社）
（ネットワークの構築、振興公社ブランド「小布施屋」による販売戦略等）

○「東京理科大学・小布施まちづくり研究所」について

開設は、「修景の理念」にもとずき平成17年7月に東京理科大と小布施町が創設。大学と小布施町がお互いに1年間300万円出資し修景計画がなされたが平成27年の10年の節目で、新たに他の大学と提携。今、新たに小布施五つのポイントとして、①オープンガーデンを含めた花のまちづくり、②市街地調整区域の8地区を景観形成重点地区に指定し建築行為を行う「住まいづく相談室」を設け、景観づくりからまちづくりへの転換へ。



菊たみお事務所

○長野県の景観法に基づく景観計画一覧表

長野県	平成 17.12.22	長野県景観育成計画
長野市	平成 19. 7.25	長野市景観計画
●小布施町	平成 18. 3.17	小布施町景観計画
松本市	平成 20. 2.19	松本市景観計画
飯田市	平成 19.10. 1	飯田市景観計画
高山村	平成 20. 9. 1	高山村景観計画
●千曲市	平成 21. 7.13	千曲市景観計画
諏訪市	平成 21. 9.25	諏訪市景観計画
佐久市	平成 21. 8.31	佐久市景観計画
茅野市	平成 22. 3. 1	茅野市景観計画
安曇野市	平成 22. 2.28	安曇野市景観計画
小諸市	平成 23. 2. 1	小諸市景観計画
上田市	平成 18. 3. 6	上田市景観計画
下諏訪町	平成 24. 8.20	下諏訪町景観計画
山ノ内町	平成 24. 8.30	山ノ内町景観計画
駒ヶ根市	平成 25. 6. 1	駒ヶ根市景観計画
須坂市	平成 25.10. 1	須坂市景観計画
伊那市	平成 26. 2.	伊那市景観計画
飯山市	平成 26. 9.	飯山市景観計画
南箕輪村	平成 27. 7.	南箕輪村景観計画
箕輪町	平成 28. 7. 1	箕輪町景観計画

○寸評

小布施町の“まちづくり”はまだ継続中であるところが感動的である。昭和 51 年の「北斎館」開館を機に修景事業が行われて 30 数年になる。その間、数々の伝説的な活動に対して数々の賞を受けている。長年に渡って多くの関係者が統一的な視点と考え方を持ち、協調しつつ、魅力的で完成度の高い“まち空間”をつくり上げたことは建築を志した者にとってこんな仕事に携わりたかったと思う。

美術館である単体建物からスタートして、この周辺の隣人の人々（小布施堂、長野信用金庫、高井鴻山記念館、市村（次夫）家、市村（良三）家、真田家）が自らの生活の空間を「場の風景」とする共有目標を持ち、「外は皆のもの、内は自分たちのもの」を基本的な考え方とする、「自主協定」である小布施町並み修景計画が作られた。これに基づき、長期にわたって乱れることなく、建築物や道ち、広場等を複合的空間として、個性的で地域性のある新たな風景をつくりあげたことは見事である。

そのためには、小布施町の施策がぶれることがなく、信念を持つ強力なリーダー（町長）と、有能で粘り強い建築家によるコラボレーションが必要であった。

当初のコンセプトが 30 年の長きにわたり磨かれ継続している状況はまちづくりの本来のあるべき姿である。景観デザインがどうあるべきかの、ひとつの解を示していると考ええる。公共施設のデザイン性がたりない射水市でも、修景事業に対する夏野市長の理解が不可欠であるのだが・・・子育てするなら射水市も良いが、もっと景観形成に配慮を！

